

掛川市告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成28年11月24日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月24日

掛川市長 松 井 三 郎

NO	路線名	起 点	終 点	新旧別	幅 員
1	滝ノ谷東線	上西郷字滝ノ谷4640 -1	上西郷字滝ノ谷4750	新	2.55m～19.45m
				旧	2.55m～4.25m